

自然災害発生時における業務継続計画
(介護予防) 認知症対応型通所介護
令和6年3月

法人名	合同会社 こいしの郷	種別	(介護予防) 認知症対応型通所介護
代表社員	嶋津 久美子		
所在地	北九州市若松区原町 8 番 26 号	電話番号	093-751-1616

総論

(1) 基本方針

本計画は、災害時に人、物、情報等、利用できる資源に制約がある状況下において、本事業所が果たすべき役割を勘案して、優先的に実施すべき業務を特定するとともに、業務の執行体制や対応手順、業務継続に必要な資源の確保等をあらかじめ定めるものである。事業継続にあたっては、以下の方針に基づき、実施することとする。

- ① 人命・安全の確保 利用者、職員等の安全確保、安否確認を最優先に行う。
- ② サービスの継続 サービス継続に向けて、優先順位をつけ、優先業務の遂行に必要な人的資源・物的資源を集中的に投入する。
- ③ 業務継続計画の実効性の確保 平時からの訓練や研修を通して、災害時に不足する資源に対する適切な対応策を検討し、計画の実効性の確保を図る。
- ④ 介護事業者の社会福祉施設としての公共性を鑑みると、施設が無事であることを前提に、施設がもつ機能を活かして被災時に地域へ貢献する。

(2) 推進体制

1. 法人安全対策委員会の基準をもとに、事業所内で平時の対策を行う。

- ① 業務継続計画の確認及び災害時マニュアルの確認、見直し
- ② 業務継続計画に関する介護支援専門員への研修及び訓練の実施
緊急連絡先、安否確認を取ることができる体制の確保

主な役割	部署・役職	補足
統括責任者	管理者	
職員への研修・訓練計画策定	生活相談員	
食料・飲料水の確保	生活相談員	
施設設備に関わること	管理者	
保険会社等の必要な契約	管理者	
職員へのメンタルヘルス	生活相談員任	
利用者へのメンタルヘルス	看護職員	
通所介護業務継続計画の管理、訓練実施	管理者	年一回
行政機関との連携構築	生活相談員	随時
緊急連絡先の確認	介護職員	必要に応じて

緊急連絡先一覧は必要に応じて更新を行うこと。

お薬手帳はアセスメント毎に最新情報を控え、アセスメント表と一緒に保管すること。

介護サービス記録などは、必要に応じて事業所用 USB にバックアップすること。

(3) リスクの把握

① ハザードマップなどの確認

サービス実施地域の北九州市若松区のハザードマップを業務継続計画と一緒にしておき常時確認できる状態にしておく。平成27年の水防法改正に伴い福岡県が実施した河川の水域で想定される最大規模の降雨が発生した場合の浸水想定区域の分析結果によると、当該施設住所地は洪水・土砂災害による被害はなし。また平成30年に福岡県が発表した津波による浸水被害予想もない。

② 被災想定

【自治体公表の被災想定】

ハザードマップ参照

【自施設で想定される影響】

	当日	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目	9日目
(電力)	自家発電機 →		復旧	→	→	→	→	→	→
電力	▲	○	○	→	→	→	→	→	→
E V	×	○	○	→	→	→	→	→	→
飲料水	○	○	○	→	→	→	→	→	→
生活用水	○	○	○	→	→	→	→	→	→
ガス	○	○	○	→	→	→	→	→	→
携帯電話	▲	▲	○	→	→	→	→	→	→
メール	▲	▲	○	→	→	→	→	→	→

(4) 優先業務の選定

優先する事業

<優先する事業>	居宅介護支援
<当座停止する事業>	(介護予防) 認知症対応型通所介護

優先する業務

<優先する業務>	居宅介護支援
<当座停止する業務>	(介護予防) 認知症対応型通所介護

(5) 研修・訓練の実施、BCPの検証・見直し

研修・訓練の実施

本計画における「緊急時の対応」に基づき、研修及び訓練を実施することとする。年2回行う消火・避難訓練に合わせて、1回目は本計画の内容についての研修を実施し、2回目は災害発生を想定した訓練(机上訓練含む)を実施する。

* 訓練が一過性で終わらず、継続して実施することを担保する。

BCPの検証・見直し

毎年実施する研修及び訓練の課題、反省点等を洗い出し、安全対策委員会において協議し、必要に応じて本計画を見直すこととする。計画を見直した場合は、速やかに従業員に周知し、その後の研修や訓練に反映することとする。

BCPの検証及び見直しは、原則、安全対策委員会が協議し、責任者(施設長または管理者)が承認する。

1. 平常時の対応

(1) 建物・設備の安全対策

人が常駐する場所の耐震措置

場所	対応策	備考
事務室等	高所荷物の固定または撤去	

設備の耐震措置

対象	対応策	備考
設備全般	専門業者による定期法令点検の実施	建築基準法に準じる

※設備等に関しては、定期的な日常点検を実施する。

水害対策

対象	対応策	備考
区画外		

(2) 電気が止まった場合の対策

稼働させるべき設備	自家発電機もしくは代替策
電池式照明	懐中電灯などの簡易照明

(3) ガスが止まった場合の対策

稼働させるべき設備	代替策
ガスボイラー	カセットコンロ等

(4) 水道が止まった場合の対策

飲料水

飲料水 2リットル 10ケース

生活用水

ポリタンク18リットル 2ケース

(5) 通信が麻痺した場合の対策

法人の有する携帯電話2台（介護予防）認知症対応型通所介護用）（居宅支援用）
 デイ職員グループLINE・居宅介護支援事業所グループLINE

(6) システムが停止した場合の対策

電力供給停止等によりサーバー等がダウンした場合の対策

すべての個人データ等は外部サーバーで保管しているので、対策は講じない
 必要な書類は手書きによって処理する。

1. 自社作成書式の支援経歴記録、アセスメント表、緊急連絡先一覧は月に一回、事業所USB にデータのバックアップを行う。

2. 緊急避難時に下記の書類を持ち出すこととする。

- ① 利用者緊急連絡先表
- ② 職員名簿
- ③ 役員名簿
- ④ 職員名簿

(7) 衛生面（トイレ等）の対策

トイレ対策

【職員】

職員用の簡易トイレ、生理用品等を備蓄しておく。

電気・水道が止まった場合

- (1) 速やかに簡易トイレを所定の箇所に設置し、職員への周知を徹底する。
- (2) 汚物等の保管場所を決めておく。
- (3) 汚物には、消臭固化剤を使用する。

(8) 汚物対策

- ① 汚物の一時保管場所を、デイサービス裏倉庫（利用者の出入りがなく、衛生上隔離されている場所）とする。
- ② 排泄物はビニール袋に入れ、消臭固化剤を使用し、密閉して一時保管場所へ置く。

(9) 必要品の備蓄

【飲料・食品】在庫チェック表参照

品名	数量	消費期限	保管場所	メンテナンス担当
飲料	別紙		食糧庫	栄養・調理
食品	別紙		食糧庫	栄養・調理

【医薬品・衛生用品・日用品】在庫チェック表参照

品名	数量	消費期限	保管場所	メンテナンス担当
医薬品	別紙		看護室	看護
日用品	別紙		介護材料室	介護

【備品】

品名	数量	保管場所	メンテナンス担当
緊急時物品	1式	倉庫	生活相談員

手元資金等（現金）

小口10万円

3. 緊急時の対応

(1) BCP発動基準

地震の場合、水害の場合等に分けてBCPを発動する基準を記載する。

【地震による発動基準】

若松区において、震度6弱以上の地震が発生し、被災状況や社会的混乱等を総合的に勘察した結果、管理者が必要と判断した場合、災害対策本部を設置し、BCPを発動する。

【水害による発動基準】

若松区が発令する避難情報において、警戒レベル3以上が発令されている状況で、被災状況や社会的混乱等を総合的に勘察した結果、管理者が必要と判断した場合、災害対策本部を設置し、BCPを発動する。

【災害発生時の対応】

- ① サービス提供中に被災した場合は、利用者の安否確認後あらかじめ把握している緊急連絡先を活用し、利用者家族等への安否状況の連絡を行う。
- ② 管理者は、サービス提供中スタッフ、移動スタッフの安否の確認を行う。
- ③ 事業継続が可能な場合は、可能な限り必要度の高い利用者から個別訪問等による早期の状態把握を通じ居宅サービスの実施状況の把握を行い必要な支援が提供できるように、居宅サービス事業所や関係機関と連絡調整を行う。
- ④ 利用者が避難所へ避難している際、サービスの提供が必要な場合が想定され、居宅サービス事業所や地域の関係機関と連携しながら利用者の状況に応じて、必要なサービスが提供されるよう調整を行うこと。
- ⑤ 災害発生時で事業が継続できない場合には、他の居宅介護支援事業所や居宅サービス事業所、地域の関係機関と調整を行うこと。

また、管理者が不在の場合の代替者も決めておく。

管理者	代替者①	代替者②
管理者	生活相談員	介護職員1

(2) 行動基準

発災時の個人の行動基準を記載する。

- ① 自身及び利用者（在宅時は家族）の安全確保
命を守る行動を最優先とし、被害状況を落ち着いて判断し必要に応じて施設外へ避難すること。
- ② 二次災害への対策（火災、建物倒壊など）
施設内での待機と判断された場合は、火災や建物倒壊の危険性が無い点検を行い、危険箇所は立ち入り禁止等の措置や最低限の補修を行い二次災害の予防を講ずること。
- ③ 利用者の生命維持
職員の安否確認を行うとともに、職員の家庭内の状況や自宅近辺の状況を確認し、出勤可能な職員を把握する。職員数に応じた優先業務の選定を行う。又、災害状況に応じて優先事業の選定も同時に行う。

④ 施設間の連携と外部機関との連携

優先事業の選定で休止になった事業所の職員は入所施設で業務を行う事とする。

外部機関と連携を図り人的及び物的の支援を要請する。・若松区役場福祉課 Tel (093) 223-3536

⑤ 報発信 対応体制 対応体制や各班の役割

利用者の安否情報は家族へ速やかに行う。又、災害復旧が長期間に及ぶ場合は定期的に情報発信を行う。

施設や事業所の被災状況等の情報発信は、公表のタイミングや範囲、内容、方法などについて慎重に精査すること。

⑥ 在宅利用者の安否や状況確認

緊急連絡先一覧表を参考にリスクの高い方から安否確認を行う。

(3) 対応体制

対応体制や各班の役割を図示する。代替者を含めたメンバーを検討し、記載する。

法人責任者（代表社員）

犠牲者発生など、重大化告状況で外部情報発信等、現場が事業継続に集中できるよう支援する。

BCP 統括責任者（管理者）

事業継続計画に基づく選択・決定・実行・指揮・統括管理を行う

情報収集・連絡班（生活相談員、介護支援専門員）

職員及び利用者（家族）、関係機関の連絡。（電話・必要に応じ LINE 活用）災害情報の収集を行い、BCP 運営の意思決定支援に資する。

利用者安否確認（介護支援専門員）

緊急連絡先一覧表をもとに危険度の高い利用者への安否の確認を行う。

サービス事業所及び保険者連絡

状況確認を行い、サービス事業所への利用調整、保険者への被災状況報告を行う。

(4) 対応拠点

第1候補場所	第2候補場所	第3候補場所
未定	未定	未定

(5) 安否確認

利用者の安否確認

【安否確認ルール】

災害発生時に電話での安否確認を行う。連絡がつかない場合は当該地区の安全の確認を行えるだけ訪問を行う。独居高齢者、高齢者世帯など優先度が高い家庭からの個別訪問を検討する。被災状況の判断に迷う場合は、ハザードマップや行政連絡、上司への相談を行い総合的に判断を行うこと。

【医療機関への搬送方法】

・協力医療機関 あかさきホームクリニック（連絡先 093-751-3356）

職員の安否確認

【自宅等】

自宅等で被災した場合は、電話、メール、災害用伝言ダイヤル、グループLINE等の手段により、事業所に自身の安否を報告する。報告を受けた主任及び介護支援専門員は施設長に報告を行う。

報告事項は以下のとおりとする。

安否確認 (無事・負傷・死亡・不明)

自宅の状況 (全壊・半壊・一部・損壊なし)

家族の安否 (無事・死傷あり)

出勤不可の確認

(6) 職員の参集基準

- 震度5強以上の揺れが生じた場合もしくは避難勧告警戒レベル3以上が発令された場合は、事業所に連絡を取り、施設長の指示に従い、安全を確保しながら参集する。
- 上記の場合で、30分以上、事業所と連絡が取れない場合は、安全確保を最優先に自主的に参集する。
- 自ら又は家族が被災した場合や、交通機関、道路状況によって参集が難しい場合は無理に参集する必要はない。

(7) 施設内外での避難場所・避難方法

【施設内】

	第1 避難場所	第2 避難場所
避難場所	地震時：食堂および機能訓練室 津波・浸水時：食堂および機能訓練室	地震時：駐車場 津波・浸水時：駐車場
避難方法	安全に留意しながら利用者を誘導する。 避難場所を大声で周知しながら集合する。 頭をクッション等で保護し、できるだけ靴を履く。	同左

【施設外】

	第1 避難場所	第2 避難場所
避難場所	若松高校	小石小学校
避難方法	安全に留意しながら利用者を誘導する。 車いすでの避難には極力複数で対応する。 状況に応じて、上着、雨具等を用意する。 救急箱を持ち出す。 全員避難できたか、点呼等により確認する。	移動には送迎車両を使用。場合によっては職員の自家用車も使用。 ・事業所内に取り残された者がいないか確認する。 ・避難補でのケアに必要な用品を持ち出す。

(8) 重要業務の継続

優先業務の継続方法を記載する（被災想定（ライフラインの有無など）と職員の出勤と合わせて時系列で記載すると整理しやすい）。

経過目安	夜勤者のみ	発災後 6 時間	発災後 1 日	発災後 2 日
出勤率	出勤率 3%	出勤率 30%	出勤率 50%	出勤率 90%
在庫量				
ライフライン				
業務基準				
給食				
食事介助				
口腔ケア				
水分補給				
入浴介助				

(9) 職員の管理

電気が止まった場合の対策

休憩・宿泊場所

休憩場所	宿泊場所
会議室	宿直室（2～3名）
更衣室	デイサービス（中止期間中）8名
デイサービス（中止期間中）	静養室 2名

(10) 勤務シフト

【災害時の勤務シフト原則】

- ① 各拠点に近い勤務者から割り振る。
- ② 宿泊可能な職員を割り振る。
- ③ 遠方職員が取捨できた場合は①②の休憩を優先する。

(11) 復旧対応

破損箇所の確認

	対象	状況 (いずれかに○)	対応事項/特記事項
建物・設備	躯体被害	重大／軽微／問題なし	
	エレベーター	利用可能／利用不可	
	電気	通電 / 不通	
	水道	利用可能／利用不可	
	電話	通話可能／通話不可	
	インターネット	利用可能／利用不可	
	・・・		
(フロア単位) 建物・設備	ガラス	破損・飛散／破損なし	
	キャビネット	転倒あり／転倒なし	
	天井	落下あり／被害なし	
	床面	破損あり／被害なし	
	壁面	破損あり／被害なし	
	照明	破損・落下あり／被害なし	
	・・・		

業者連絡先一覧の整備

業者名	連絡先	業務内容
九電工	093-201-1511	電力復旧

情報発信 (関係機関、地域、マスコミ等への説明・公表・取材対応)

- ・被災状況報告・届出は、北九州市
- ・マスコミ対応は、管理者
- ・利用者ご家族などへの情報提供は、当施設。公表タイミング、範囲、内容、方法についての方針は、今後検討し定める。

4. 他施設との連携

連携体制の構築

連携先との協議

近隣の医療機関等と被災時の利用者、地域住民の受け入れや移送への対応の協力体制を検討する

連携協定書の締結

地域との連携に関する協議が整えば、その証として連携協定書を締結し、写しを添付する。

地域のネットワーク等の構築・参画

【連携関係のある施設・法人】

施設・法人名	連絡先	連携内容
ベイサイド わかまつ	093-752-1800	現状把握

【連携関係のある医療機関（協力医療機関等）】

医療機関名	連絡先	連携内容
あかさきホームクリニック	093-751-3356	治療、入院受け入れ

【連携関係のある社協・行政・自治会等】

名称	連絡先	連携内容
北九州市 介護保険課	093-582-2771	被災状況情報提供・避難指示

連携対応

事前準備

近隣の高齢者福祉施設と被災時の要支援者の受け入れや移送への対応の協力体制を検討する。

入所者・利用者情報の整理

- ① カルテの持ち出しを許可する。
- ② 利用者・家族緊急連絡先一覧ファイルの持ち出しを許可する。

共同訓練

連携先と共同で行う訓練概要について記載する。

現在未定

5. 地域との連携

被災時の職員の派遣

現在未定

福祉避難所の運営

福祉避難所の指定

福祉避難所開設の事前準備

現在未定

6. 訓練の実施

BCP 研修・訓練はそれぞれ年 1 回以上実施し、実施内容についてもそれぞれ記録する。